

広 甲 達 第 1 1 号  
平成 1 8 年 3 月 2 4 日

部 課 署 長 殿

|   |    |    |    |     |    |
|---|----|----|----|-----|----|
| 共 | 00 | 01 | 10 | 150 | 長期 |
|---|----|----|----|-----|----|

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県公安委員会及び石川県警察における石川県個人情報保護条例に基づく  
処分に係る審査基準の策定について（通達）

石川県個人情報保護条例（平成 1 5 年石川県条例第 2 号）に基づく開示決定等、  
訂正決定等又は利用停止決定等については、石川県行政手続条例（平成 7 年石川県  
条例第 3 3 号）に規定する申請に対する処分に該当するものであり、同条例第 5 条  
の規定により、当該処分についての審査基準を定めることとされているところ、別  
添のとおり、「石川県公安委員会及び石川県警察における石川県個人情報保護条例に  
基づく処分に係る審査基準」を制定したので、事務処理上遺憾のないようにされた  
い。

はじめに

本審査基準は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、石川県公安委員会及び石川県警察本部長が行う保有個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示等の判断に当たっては本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って個々具体的に判断する。

## 第1 保有個人情報の開示・不開示に関する基本事項

### 1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であり、条例は、実施機関に対し、開示請求については不開示情報以外は開示する義務を負わせて原則開示の枠組みとしている。しかしながら、一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共安全、公共の利益も適切に保護すべき必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求にかかる保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

### 2 不開示情報の類型

条例第14条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、保有個人情報を開示する場合には、同条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

なお、条例の不開示情報の構成は、基本的に石川県情報公開条例（平成11年石川県条例第46号。以下「情報公開条例」という。）の非公開情報の構成に準拠している。また、情報公開条例と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

## 第2 不開示情報

- 1 条例第14条第1号〔法令秘情報〕に基づき不開示とする情報の基準  
〔条例の定め〕

(1) 法令等の定めるところ又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による法定受託事務の処理について主務大臣が定める基準により、開示することができないと認められる情報

[ 条例の解釈 ]

- (1) 「法令等」とは、「法令」及び「条例」をいう。
- (2) 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。
- (3) 「条例」とは、条例の委任を受けた規則等（規則及び規則を設けることのできない行政委員会の規程をいう。）を含むものである。
- (4) 「地方自治法第245条の9第1項の規定による...基準」とは、同法の規定により、都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたものをいう。
- (5) 「開示することができないと認められる情報」とは、法令等の規定で開示することができない旨定められている情報のほか、法令等又は主務大臣が定める基準の文言、趣旨等からみて明らかに本人に開示することができないと判断され得る情報をいう。

[ 運用の基準 ]

本人に開示することが出来ないと認められる情報としては、次のような情報が考えられる。

- ア 明文の規定をもって開示が禁止されている情報
- イ 他目的利用が禁止されている情報
- ウ 手続きの公開が禁止されている調停等に関する情報
- エ 特別法により守秘義務が課せられている情報
- オ その他法令等の趣旨、目的から見て本人に開示することができないと明らかに認められる情報

2 条例第14条第2号 [ 評価等情報 ] に基づき不開示とする情報の基準

[ 条例の定め ]

(2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

[ 条例の解釈 ]

- (1) 「個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等」とは、列挙したもの以外に推薦、判定等これらに類する事務をいい、実施機関が行う場合のみならず、実施機関以外の者が行う場合も含むものである。
- (2) 「評価」とは、学業成績、勤務状況、功績等、個人の能力、性格、適性等を公正かつ的確に評価するために調査し、その結果に基づき評定することをいう。
- (3) 「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院又は診療所等において、専門的見地から行った診察、検査、治療等の一連の行為をいう。
- (4) 「判断」とは、個人の資力、資格等について、専門的見地又は一定の基準に基づいて行った審査等の判定をいう。
- (5) 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき、特定の職業、地位等の適任者を選任すること又はこれらに類することをいう。
- (6) 「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は生活状態若しくは健康状態等の改善のために行う教育や指示をいう。
- (7) 「相談」とは、生活、健康等に関する照会を受け、それに対して専門的見地等から診断を行ったり、所見を述べたりすることをいう。
- (8) 「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来における同種の事務の適正な遂行を著しく困難にする可能性が客観的に認められることをいう。

[ 運用の基準・具体例 ]

- (1) 本号が適用される可能性のある場合としては、次の場合が考えられる。
  - ア 開示することにより、今後継続して行う本人に対する個人の評価等を伴う事務を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれのある場合
  - イ 本人に対する個人の評価等を伴う事務が終了しているなどの理由から、本人に開示しても支障はないものの、今後反復し、又は継続して行う本人以外の者に対する個人の評価等を伴う事務を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれのある場合
  - ウ 開示することにより、今後の個人の評価等が抽象化、形骸化し、個人の評価等を伴う事務を行っても、予想どおりの成果が得られず、当該事務の目的及び意義が失われるおそれのある場合
  - エ その他開示することにより、個人の評価等に関する事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- (2) 本号に該当する情報が含まれると考えられる例としては次のようなものがある。

ア 表彰推薦資料

イ 採用試験における面接者の心証の記録

3 条例第14条第3号〔開示請求者以外の個人情報〕に基づき不開示とする情報の基準

〔条例の定め〕

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することは出来ないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

〔条例の解釈〕

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求された保有個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報をいう。

本号における「開示請求者」とは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、本人のことをいう。したがって、当該請求に係る保有個人情報に法定代理人自身の個人情報が含まれている場合には、「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たる。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第4号本文に規定する

事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で開示・不開示の判断をすることとし、本号の個人に関する情報の範囲から除外するものである。

- (3) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、本人が誰であるか認識できる個人情報という意味。一般的には、ある個人情報について、それに関し特別の情報を持たない人が見て、本人を識別できる場合をいう。通常、氏名を含んでいる場合がこれに当たるが、その他役職名等によって本人が識別できる場合もある。
- (4) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」とは、当該情報のみでは本人が識別できない情報であっても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合をいう。例えば、一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を他の番号別氏名ファイルと照合することによって、本人を識別できる場合等が該当する。

「他の情報」には、公知の情報や、図書館、法務局等の公共施設で一般に入手可能なもの（登記簿に記載された内容等）など、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めて考える必要はない。

- (5) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未公表の著作物など、個人の識別性のある部分を除いたとしても、開示することにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、反省文等の個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報をいう。

- (6) ただし書イについて

ア 「法令等の規定」とは、開示請求者が当該情報を知ることができることを定めている規定をいう。

イ 「慣行」とは、本人が知りうる慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

例えば、本人自ら記載して実施機関に提出した申請書の中に、配偶者の氏名、勤務先及び所得に関する情報が含まれていた場合には、本人はこれら情報を当然知り得ているはずであるから、本号ただし書に該当することとなる。

ウ 「開示請求者が知ることができ」とは、当該情報を、現に開示請求者が知ることができる状態に置かれていれば足り、現に知っている必要はない。過去に開示請求者が知ることができる状態にあった情報であっても、時の経過により、開示請求の時点では知ることができない場合もあり得る。

エ 「知ることが予定されている」とは、将来的に開示請求者が知る予定の下に保有されている情報をいう。

(7) ただし書口について

ア 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活又は財産」に現実に被害が発生している場合に限らず、これらの権利利益が侵害される蓋然性が高い場合を含む。

イ 「開示することが必要であると認められる」かどうかの判断は、不開示により保護される第三者の利益と開示により保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することによって行う。

(8) ただし書八について

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

イ 公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、ただし書きイに該当する場合には、開示するものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号の八とともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とならないことになる。

慣行として開示請求者が知ることができるかどうかの判断に当たっては、人事異動の公表その他実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公表する意思をもって（あるいは公表されることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。

エ 職務遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて不開示とされることとなる。

- (1) 本号が適用される可能性がある場合としては、次の場合が考えられる。
- ア AとBがある事件の加害者と被害者の関係にある場合のように、一方を欠いては他方が存在できず両者の情報が密接不可分である場合
  - イ AがBの行為等について実施機関に相談した内容について、Bが開示請求をする場合
  - ウ AとBが共同行為を行っているなど、双方が互いに影響しあっており、両者の情報が一体化している場合
- (2) 本号に該当する情報が含まれると考えられる例として次のようなものがある。
- ア 警察安全相談記録
  - イ 110番通報記録

#### 4 条例第14条第4号〔事業活動情報〕に基づき不開示とする情報の基準 〔条例の定め〕

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報を除く。

#### 〔条例の解釈〕

- (1) 「法人その他の団体」とは、条例第2条第1項に規定する「法人その他の団体」と同義であり、「法人」とは法人格を有するすべての社団及び財団をいい、「その他の団体」とは、法人格を有していないが団体の規約及び代表者又は管理人が定められている、いわゆる「権利能力なき団体」をいう。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、本条第7号（事務事業情報）等で規定しているため、本号の法人の範囲から除外されている。ただし、県が出資その他財政上の援助を行う法人は、「法人その他の団体」に含まれる。
- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条第5項から第7項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- (3) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動から生ずるすべての情報をいう。

なお、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号には該当せず、本条第3号（開示請求者以外の個人情報）の規定により開示決定



等に係る判断を行うものである。

- (4) 「権利」とは、財産的権利に限らず、集会・結社の自由、宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等、法的保護に値する権利一切をいう。
- (5) 「競争上の地位」を害するおそれのある情報とは、次のような情報をいう。
- ・ 生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であって、開示することにより、事業者の事業活動が損なわれると認められるもの
  - ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、事業者の事業活動が損なわれると認められるもの
- (6) 「その他正当な利益」を害するおそれのある情報とは、開示することにより、事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいう。

なお、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（営業の自由、信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (7) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害の防止、排除又は拡大若しくは再発の防止のために開示することが必要と認められる情報をいう。

また、その事業活動が違法又は不当であるかどうかを問わず、当該事業活動に起因して、現に発生しているか、将来発生することが確実な危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要な情報をいうものである。

#### [ 運用の基準 ]

- (1) 「事業を営む個人」に関する情報については、事業活動に関する情報とそれ以外の個人に関する情報が混在することが考えられることから、プライバシーの保護に欠けることがないよう慎重な判断を行うものとする。
- (2) 事業活動情報のうち、例えば、
- ・ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

- ・ 事業者が自ら公表している情報
- ・ 違法、不当な事業活動に関する情報であって、不開示とすることに正当な利益を主張し得ないもの

などは、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは認められないと考えられる。

- (3) 本号ただし書の適用は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要な範囲で事業者に不利益を与えることとなるので、当該不利益と開示することによる利益とを慎重に比較衡量の上で適正に判断しなければならない。

5 条例第14条第5号〔犯罪の予防、捜査等情報〕に基づき不開示とする情報の基準  
〔条例の定め〕

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

〔条例の解釈〕

- (1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
- (2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- (4) 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。
- (5) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科せられる制裁を刑といい、刑法に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護の措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連することから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- (6) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は「公共安全と秩序の維持」の例示であり、「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又

は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれがある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号でなく、第7号の事務事業情報に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

- (7) 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

#### [ 運用の基準・具体例 ]

- (1) 石川県公安委員会及び石川県警察が保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、開示することにより当該活動に支障が生ずるおそれがあるもの

ウ 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、前記〔解釈〕(6)のとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれのある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれのある情報であれば、本号の対象となる。

6 条例第14条第6号〔審議、検討又は協議に関する情報〕に基づき不開示とする情報の基準

〔条例の定め〕

(6) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

〔条例の解釈〕

- (1) 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、
- ア 県の機関の内部
  - イ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部
  - ウ 県の機関の相互間
  - エ 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の相互間
  - オ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の相互間をいう。
- (2) 「審議、検討、又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階で意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- (4) 「不当に県民の間に混乱を生じさせないおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係が不十分な情報などを開示することにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定そのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期の情報や事実関係が不十分な情報などを開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (6) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することの利益を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。
- (7) 意思決定後の取扱い等

審議、検討又は協議に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

[ 運用の基準・具体例 ]

- (1) 合議制機関等に関する情報の開示又は不開示については、当該合議制機関等の規程又は議決により決せられるものではなく、当該合議制機関等の性質及び審議事項の内容に照らして、開示することにより率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかどうかにより個別具体的に判断されるものである。
- (2) 本号に該当する情報が含まれると考えられる例としては、次のようなものがある。
  - ア 各種表彰候補者の選考に関する検討資料
  - イ 犯罪被害者等給付金裁定に係る審議、検討資料

7 条例第14条第7号[事務事業情報]に基づき不開示とする情報の基準

[ 条例の定め ]

- (7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- 八 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

[ 条例の解釈 ]

- (1) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして保護する必要がある場合のみ不開示とする。なお、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。
- (2) 「事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した結果、開示することの利益を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす使用が看過しえない程度のもをいう。この場合、「著しい支障を及ぼすおそれ」は単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。
- (3) 「次に掲げるおそれ」としてイからホに掲げたものは、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上で類型化し、各類型ごとに、開示することにより事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものを例示列挙したものである。イからホに列挙した以外のものについては、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを個別具体的に判断するものとする。
- イ 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」
- (ア) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
- (イ) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (ウ) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

- (エ) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
  - (オ) 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。
  - (カ) 上記の監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてはこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することとなるようなものは該当し得ると考えられる。
- ロ 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
- (ア) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
  - (イ) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
  - (ウ) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
  - (エ) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの事務に関する情報の中には、例えば、相手方との話し合いによる取り決めをすることを目的として行われるものについて、県の機関の対応方針、手法等が開示されれば、当事者としての地位が不当に損なわれることになるおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。
- ハ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
- 大学、研究所等の試験研究機関等において行われる調査、研究、試験等



について、現時点で実施中の研究内容等が開示されることにより、当該機関における独創性が脅かされること等により、公正・能率的な遂行が不当に阻害されることとなるおそれをいう。

一般の行政機関も、企画立案に際して調査研究を行うが、その過程の情報については、一般的に本条第6号（「審議、検討又は協議に関する情報」）が適用される。

また、本号のイ、ロ、ニ、ホについてもそれぞれ調査研究が問題となるが、取締りのための調査は八ではなくイに、契約のための調査は八でなくロに該当するものである。

ニ 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

職員の採用・配置、人事考課、給与管理等職員の身分取扱いに係る事務について、開示することにより、公正又は円滑な人事の確保が困難になるおそれをいう。

ホ 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報については、本条第4条（事業活動情報）と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は本条第4号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

#### [ 運用の基準・具体例 ]

- (1) 本号の事務事業情報は主として行政の事務事業の実施段階における事項に関する情報であるのに対し、本条第6号に規定する審議、検討又は協議に関する情報は主として事務事業の計画又は検討段階における事項に関する情報である点に違いがあり、その適用に当たっては、事務事業の進捗状況、情報の内容等を的確に判断し、適正に行われなければならない。
- (2) 県の機関や国等が行う検査、試験、交渉、争訟、調査研究、人事その他の事務事業に関する情報のすべてを開示しないものではなく、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものについてのみ開示しないものである。したがって、「著しい支障を及ぼすおそれのある

もの」かどうかについては、その危険の有無、程度等を客観的に検討し、適用に当たっては、開示の原則の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈したり、恣意の運用にわたることのないよう十分留意しなければならない。

(3) 検査など反復的、継続的な事務のうち、当該事務事業の実施後であっても、開示することにより、今後、同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報は、当該事務事業終了後も開示しないものとする。

(4) 本号に該当する情報が含まれると考えられる例としては、次のようなものがある。

ア 訴訟に関する内部的な打合せ経過記録

イ 職員の勤務評定、サービス取扱い

## 8 条例第14条第8号〔未成年者等に関する情報〕に基づき不開示とする情報の基準 〔条例の定め〕

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある情報

### 〔条例の解釈〕

(1) 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう（民法第3条）。ただし、未成年者が婚姻したときは成年に達した者とみなされる（民法第753条）。

(2) 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

(3) 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は第一次的には親権者（民法第818条）、第二次的には未成年後見人（民法第839条）であり、成年被後見人の場合は、成年後見人（民法第843条）である。

(4) 「当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある」とは、次のような場合をいう。

ア 法定代理人と未成年者等の利益が相反している場合

具体的には、次のようなものが考えられる。

(ア) 法定代理人から虐待を受けている未成年者等の心情等を記録した公文書

(イ) 法定代理人が未成年者等に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などで、当該権利侵害に係る未成年者等の個人情報記録された公文書

イ 未成年者の意思に反する開示をすることとなる場合

アに該当しない場合で、法定代理人に対する開示について未成年者の意思を確認したところ、開示することに同意が得られなかった場合をいう。

民法上、縁組をする能力（民法第797条）及び遺言をする能力（民法第961条）を有するのは、満15歳以上とされていることから、この民法の規定の趣旨を考慮して、満15歳以上の未成年者に係る開示請求の場合には、原則として未成年者本人の意思を確認するものとする。

[ 運用の基準 ]

(1) 「当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある」かどうかは、開示請求者である法定代理人と未成年者等本人との関係や当該情報の内容等に留意しつつ、開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で判断しなければならない。

(2) 未成年者の法定代理人から開示請求があった場合には、法定代理人と未成年者の利益が相反しており、未成年者の権利利益を侵害することが客観的に明らかな場合を除き、次のように取り扱うものとする。

ア 未成年者本人が満15歳以上である場合

本号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該未成年者本人に対して意思を確認する。

本人が開示に同意した場合には、原則として本号に該当しないものとする。ただし、同意が真意に基づかないことも考えられることから、本号該当性を慎重に判断すること。

イ 未成年者本人が満15歳未満である場合

特に必要がある場合に限り、本人の意思を確認するものとする。

意思確認を実施した場合には、回答内容を参考に本号該当性を判断すること。

ウ 回答が無かった場合等の取扱い

次の場合には、当該未成年者本人の同意がないものとして取り扱うものとする。

(ア) 意思確認書が返送期限までに返送されない場合

(イ) 本人が所在不明等で、その意思を確認することが困難な場合

(3) 開示請求に係る保有個人情報が条例第14条第1号から第7号に掲げる不開示情報のいずれかに該当することが明らかな場合にあっては、(2)により未成年者本人に対して意思確認を行うものとする。これは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その通知の際に開示しない理由をすべて明らかにする必要があることによるものである。

### 第3 保有個人情報の部分開示

#### [ 条例の定め ]

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### [ 条例の解釈 ]

##### (1) 第1項

「容易に区分して除くことができる」とは、不開示情報の記載部分の区分けが容易であり、かつ、その部分の分離が技術的に容易であることをいう。部分開示の作業に多くの時間と労力を要することは、直ちに、区分して分離することが困難であるということにはならない。

なお、電磁的記録の場合、不開示部分を取り除くことが困難な場合があるので、原則として用紙に出力し、不開示情報に係る部分を黒塗りにした上で開示することとする。

##### (2) 第2項

特定の個人を識別することができる情報は、個人を識別させる部分とその他の部分とから成り立っている場合があり、その全体が一つの不開示情報を構成することがある。

「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、個人を識別させる部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益が害されるおそれが

ないと認められる場合は、これを不開示とする意義に乏しいので、条例第14条第3項の不開示情報には含まれないものとみなして開示しなければならないものである。

[ 運用の基準 ]

- (1) 特定の個人を識別できるかどうかの判断は、通常、氏名、生年月日、住所等をもって行われるので、これらが記録されている保有個人情報の場合は、おおむね条例第14条第3号の不開示情報に該当すると考えられる。ただし、氏名、生年月日、住所等を除いた場合に、開示しても開示請求者以外の個人の正当な権利利益が損なわれるおそれがないと認められるときは、これを除いたその他の部分の保有個人情報を開示するものとする。

なお、氏名、生年月日、住所等を除いたとしても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できる場合があるため、慎重に検討する必要がある。

- (2) 個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報か分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当と認められるものもある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等を開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれがないものに限って、部分開示の規定を適用するものである。

#### 第4 保有個人情報の存否に関する情報についての基準

[ 条例の定め ]

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[ 条例の解釈 ]

「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が存在しているかどうかを明らかにすることによって、条例第14条各号に掲げる不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合をいう。具体的には、特定の病歴

に関する情報や犯罪の内偵捜査に関する情報、表彰者の選考過程の情報等についての探索的な開示請求に対し、当該保有個人情報に存在するが不開示という回答又は当該保有個人情報は存在しないという回答をすることによって不開示情報の保護利益が害されることとなる場合がこれに該当する。例えば、犯罪の内偵捜査に関する情報の開示請求があった場合、当該情報の存在を知られることにより、開示請求者が犯罪の内偵捜査の対象となっていることが判明し捜査の密行性が損なわれ、条例第14条第5号に掲げる不開示情報（「犯罪の予防、捜査等情報」）の保護利益が損なわれることになる。

[ 運用の基準 ]

- (1) 存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。したがって、当該保有個人情報が実際には存在しない場合であっても、不存在決定通知をするのではなく、存否応答拒否決定をするものである。
- (2) 本条により開示請求を拒否するときは、実施機関は、条例第18条第2項により開示をしない旨の決定を行うが、申請に対する処分であることから、石川県行政手続条例（平成7年条例第33号）第8条の規定に基づきその処分の理由を書面で示さなければならない。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を認識しうるものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかを出来る限り具体的に提示することになる。

第5 保有個人情報の訂正に関する基本事項

[ 条例の定め ]

第25条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定によ

る訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

[ 条例の解釈 ]

(1) 第1項

- ア 訂正請求の対象となる保有個人情報は、明確に特定されている必要がある。  
「開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報」とは、条例第18条第1項の規定により、全部又は一部の開示決定を受けた保有個人情報をいう。したがって、条例による開示によらないで自己の保有個人情報が事実でないことを知った場合は、直接本条の規定による訂正請求をすることはできず、訂正請求をしたい時はあらためてこの条例による開示決定を受ける必要がある。
- イ 法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報については、当該法令又は他の条例に訂正に関する規定がない場合であって、当該法令又は他の条例に反しない場合には、条例第18条第1項の規定により開示決定を受けたものとみなす（条例第51条第4項）とされており、この条例による訂正請求をすることができることとなる。
- ウ 「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等客観的に正誤を判断することができる事項をいう。したがって、個人に対する評価、判断等客観的な正誤の判定に馴染まない事項については、本項の「事実」には該当せず、訂正請求の対象とならないものである。
- エ 「訂正（追加又は削除を含む）」とは、事実に合致していない保有個人情報の内容を事実に合致させることをいい、不完全な内容に不足している情報を加えること（追加）や事実に合致していない内容を削ること（削除）も含まれる。

(2) 第2項

- ア 本項は、開示請求の場合と同様に、未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者及び成年被後見人を本人とする保有個人情報の訂正をすることができることを定めたものである。
- イ 訂正請求の対象となる保有個人情報は、法定代理人が開示請求をして開示決定を受けた保有個人情報のほか、本人が開示請求をして開示決定を受けた保有個人情報も含まれる。

- (3) 本条は、訂正請求に関する一般的な規定であるが、事務の実施に当たり、取り扱う保有個人情報について個別の根拠、理由、方法等により訂正を行うことを制限し、又は禁止するものではない。むしろ、実施機関は、条例第5条第2項の規定により、事務の実施に当たり、取り扱う個々の保有個人情報について事実に誤

りがあった場合には、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で保有個人情報を正し、個人情報の正確性及び最新性を確保するよう努めることが義務付けられているものである。

## 第6 保有個人情報の訂正についての基準

### [ 条例の定め ]

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

### [ 条例の解釈 ]

- (1) 「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求に訂正を行うに足りる正当な理由がある場合をいう。実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求の趣旨が事実と合致するか否かを調査をする必要がある。
- (2) 「個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内」とは、保有個人情報の内容については、個人情報取扱事務の目的によって、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実のみで足りる場合、過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合など色々あり得るが、その事務を遂行していく上で目的の達成に必要な範囲内をいう。したがって、請求者が詳細に記載することを請求した場合であっても、個人情報取扱事務の目的との関係において、請求の趣旨に沿うまでの内容を記録する必要がない場合には請求を拒否することとなる。  
また、保有個人情報の内容を現在の事実と合致させるように請求された場合であっても、過去の特定時点における事実を記録しておく必要がある場合には、現在の事実と合致するよう訂正をする必要はない。
- (3) 訂正は、保有個人情報の正確性を確保する観点から行うものであり、その効果の及ぶ範囲は、訂正請求を受けた保有個人情報自体である。したがって、訂正請求がなれる前の時点において、当該保有個人情報に基づいてなされた行政行為(処分)の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

### [ 運用の基準 ]

- (1) 調査の方法は、当該保有個人情報の内容や個人情報取扱事務の目的により異なるが、訂正請求書に記載された「訂正請求の趣旨及び理由」を基に、関係資料の確認、関係者からの事情聴取等の方法により行うこととなる。



なお、「保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定した趣旨から、調査は当該事務の目的の達成に必要な範囲で行えば足りる。

- (2) 訂正請求を端緒として、他の保有個人情報に事実の誤りがあることが判明した場合には、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

## 第7 保有個人情報の利用停止に関する基本事項

### [ 条例の定め ]

第32条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第4条の規定に違反して取得されたとき、又は第6条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

### [ 条例の解釈 ]

#### (1) 第1項

ア 利用停止請求の対象となる保有個人情報は明確に特定されている必要がある。

「開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報」とは、条例第18条第1項の規定により、全部又は一部の開示決定を受けた保有個人情報をいう。

イ 法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報については、当該法令又は他の条例に利用停止に関する規定がない場合であって、当該法令又は他の条例に反しない場合には、条例第18条第1項の規定により開示決定を受けたものとみなす（条例第51条第4項）とされており、この条例により利用停止請求をすることができることとなる。

ウ 「第4条の規定に違反して取得されたとき」とは、次の場合をいう。

- (ア) 個人情報取扱事務の目的を明確にせず個人情報が取得されたとき（条例第4条第1項）
- (イ) 個人情報取扱事務の目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報が取得されたとき（条例第4条第1項）
- (ウ) 適法かつ適正な方法によらず個人情報が取得されたとき（条例第4条第1項）
- (エ) 思想、信条など取得が原則として禁止されている個人情報が、法令等の規定に基づくときなどの適用除外に該当する場合以外に所得されたとき（条例第4条第2項）
- (オ) 原則として、本人から取得すべき個人情報が本人以外の者から取得されたとき（条例第4条第3項）

エ 「第6条の規定に違反して利用されているとき」とは、条例第6条ただし書きの規定により目的外利用できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的の以外の目的に保有個人情報が利用されているときをいう。

オ 「第6条又は第7条の規定に違反して提供されているとき」とは、次の場合をいう。

- (ア) 目的外提供できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的で保有個人情報が提供されているとき（条例第6条第1項）
- (イ) 電子計算機等の結合により提供できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、電子計算機等の結合により保有個人情報が提供されているとき（条例第7条）

(2) 第2項

ア 本項は、開示請求の場合と同様に、未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者及び成年被後見人を本人とする保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めたものである。

イ 利用停止請求の対象となる保有個人情報は、法定代理人が開示請求をして開示決定を受けた保有個人情報のほか、本人が開示請求をして開示決定を受けた保有個人情報も含まれる。

[ 条例の定め ]

第34条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

[ 条例の解釈 ]

- (1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、当該利用停止請求に利用停止を行うに足る正当な理由がある場合をいう。実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求に係る保有個人情報の取扱いが条例第32条第1項各号のいずれかに該当するか否かを調査する必要がある。
- (2) 「必要な限度で...利用停止をしなければならない」とは、請求者が保有個人情報の消去を請求した場合であっても、利用の停止を行えば適正な取扱いを確保できる場合には、利用の停止を行えば足り消去するまでの必要はないとのことである。例えば、個人情報取扱事務の目的外の利用を理由として、保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から当該利用目的の停止をすれば足り、この場合、仮に消去してしまうと本来の利用目的内での利用が不可能となり適当でない。
- (3) 「当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」は、保有個人情報の取扱いの実態のほか、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と、利用停止を行うことにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で判断されるべきものである。
- (4) 利用停止の効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報自体であり、利用停止がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政行為(処分)の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

[ 運用の基準 ]

- (1) 利用停止の目的は、違反行為に対する実施機関の反省と以後の違反行為の抑制にあり、既になされた実施機関の違法な取得又は利用若しくは提供の現状回復を目的としたものではない。
- (2) 利用停止請求は、当該請求に係る保有個人情報についてのみ及ぶものであり、実施機関はその限りにおいてのみ利用停止の義務を負うものである。したがって、

ある個人からの請求に基づき保有個人情報の利用停止を行った場合に、それと同様に扱われている他の個人を本人とする保有個人情報について、当然に利用停止をする義務を負うものではない。しかし、この場合、実施機関は当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から他の保有個人情報についても自主的に利用停止の措置をとるべきである。

- (3) 実施機関は、利用停止決定がなされるまでの間、特に当該請求者の権利利益を保護する必要があると考えられる場合には、当該保有個人情報の一時的な利用停止も検討する必要がある。

## 第9 適用除外等

### [ 条例の定め ]

第50条第3項 第3章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報

### [ 条例の解釈 ]

#### (1) 第1号

ア 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を条例第3章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更正保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

イ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行に係る個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示等の適用除外とする必要性が高いことから、条例第3章の適用除外としている。

ウ 「更正緊急保護」とは、犯罪者予防更正法第48条の2第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更正できないと認められる場合に、本人の申し出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更正緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更正緊急保護に係る保有個人情報、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

エ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる。(恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。)

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

## (2) 第2号

ア 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。)の制定に伴い、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第61号。以下「整備法」という。)」が制定され、一般的な自己情報の開示等とは異なる独自の完結した体系的な開示制度等を有する書類等については、行政機関法の規定は適用しないこととされている。

これらの個人情報の中には、実施機関において保有しているものがあることから、その開示制度等を規定する関係法律の趣旨を損なわないようにするため、本条例の規定を適用しないこととしたものである。

イ 本号により、条例第3章の規定を適用除外とするものの例として、訴訟に関する書類及び押収物に記録された個人情報がある。整備法第13条により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第2項が新設され、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関法第4章の規定は適用されないこととされている。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。供述調書や捜査報告書等の証拠書類であると、告訴状や弁護人選任届等の手続

書類であることを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者が保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付の行っていない書類に記録された保有個人情報についても行政機関法第4章の規定を受けないこととされると解される。

## 第10 他の制度による開示の実施との調整

### [ 条例の定め ]

第51条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 第25条から第36条までの規定は、法令又は他の条例の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止の手続が定められているときは、適用しない。

4 法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合であつて、当該法令又は他の条例に反しない場合には、第25条第1項及び第32条第1項の規定の適用については、開示決定を受けた保有個人情報とみなす。

### [ 条例の解釈 ]

#### (1) 第1項

ア 本項本文は、保有個人情報のうち、法令又は他の条例（以下「他の法令等」という。）の規定に基づき、閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）の手続が定められているものについては、この条例に基づく保有個人情報の閲覧等を行わず、当該他の法令等に定める手続により行うものであることを定めている。

イ 本項の調整措置の対象となる規定は、保有個人情報が「開示請求者に対し」開示することとされているものに限るものである。

したがって、開示請求者以外の特定の者に対してのみ開示することとされている規定については、この条例が並行的に適用されることとなる。

ウ 他の法令等の規定に基づき保有個人情報の閲覧等の手続が定められている場合であっても、次のような場合には当該他の法令等の規定が適用されないことから、本項の調整措置の対象とはならない。

(ア) 他の法令等が閲覧の手続についてのみ定めている場合において、当該保有個人情報の写しの交付の開示請求があった場合

(イ) 他の法令等が謄本、抄本その他の写しの交付の手続についてのみ定めている場合において、当該保有個人情報の閲覧の開示請求があった場合

(ウ) 他の法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に保有個人情報等の閲覧等の開示請求があった場合

(エ) 他の法令等が閲覧等の対象となる保有個人情報の範囲を限定している場合において、当該保有個人情報の範囲以外の保有個人情報に対する閲覧等の開示請求があった場合

エ 「ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるとき」とは、他の法令等の規定において、開示請求者に対し保有個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば「...正当な理由がなければこれを拒むことはできない」「...おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示しない旨の定めがあるときは、この条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とならないことを定めたものである。

(2) 第2項

本項は、他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、条例第22条第1項本文の閲覧とみなして、第1項の規定を適用することを定めたものである。

(3) 第3項

本項は、他の法令等の規定により保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合には、当該保有個人情報の訂正又は利用停止は、当該他の法令等の規定によることとし、条例第25条から第36条までの規定を適用しないことを定めたものである。

(4) 第4項

ア 本項は、他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報（当該他の法令等に訂正請求及び利用停止請求の手続規定がない場合に限る。）について、この条例により開示決定を受けた保有個人情報とみなして、訂正請求及び利用停止請求をすることができることを定めたものである。

イ 「当該法令又は他の条例に反しない場合」とは、明文で訂正又は利用停止が

禁止されていない場合をいうものである。

したがって、明文で訂正又は利用停止が禁止されている場合において、この条例に基づく訂正又は利用停止の請求がなされたときには、当該請求を却下することとなる。

なお、明文の規定はないが、当該他の法令等が訂正又は利用停止を禁止する趣旨であると解される場合において、この条例に基づく訂正又は利用停止の請求がなされたときには、請求を受理した上で「請求に理由がない」としてこれを棄却することとなる。

#### [ 具体例 ]

- (1) 他の法令等の規定に基づき個人情報の閲覧等の手続が定められている例

自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）の規定により、経歴証明業務、交通事故証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わないこととなる。

- (2) 他の法令等の規定に基づき個人情報の訂正の手続が定められている例

運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。